

古河市体育協会 加盟団体大会開催助成金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市体育協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）が、自らの特性や技術を発揮して、市民のスポーツ参加と体力づくりを推進し、スポーツ振興を図るために開催するスポーツ大会等を古河市体育協会主催事業として、大会開催費の一部を助成することに関して定めるものとする。

(助成の種別)

第2条 交付対象事業（以下「事業」という。）は、原則として次のとおりとする。

(1) 市民規模大会

加盟団体が市内の団体、個人を参加対象として、正規の競技規則に準じて開催する事業であること。

ただし、1年度を通して各加盟団体1事業のみの助成とする。

(2) 近県（隣）規模大会

加盟団体が市内外及び2都道府県（茨城県含む）以上の県外団体、個人を参加対象として、正規の競技規則に準じて開催する事業であること。

ただし、（隣）とは、県内の市町村参加者であること。なお、1年度を通して各加盟団体1事業のみの助成とする。

(交付対象事業)

第3条 助成金交付対象事業は、加盟団体の次年度事業実施計画をもとに常任理事会が作成する古河市体育協会年間事業計画書（案）に記載し、理事会にて決定する。

なお、年度途中の追加申請は出来ないものとする。

(交付申請手続)

第4条 この事業の助成金を受けようとする加盟団体は、大会申請書、その他必要書類を古河市体育協会事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 この助成金を受けた加盟団体は、事業終了後、速やかに大会報告書、その他必要書類を古河市体育協会事務局に提出しなければならない。

(助成金の交付限度額)

第6条 助成金の交付総額は、当該年度の予算の範囲内とし、各事業に対する交付決定額は、次の範囲により、常任理事会において決定する。

(1) 市民規模大会 20,000円から70,000円の範囲で交付決定する。

(2) 近県（隣）規模大会 40,000円から70,000円の範囲で交付決定する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

2 この規程の対象事業は、平成25年4月1日から適用する。